

別 紙

支援マップ 民間フリースクール掲載基準

この基準は、市内児童生徒に対して多様な学習機会や居場所を提供する民間フリースクールをマップに掲載するため、申請に基づき審査を行うものです。

1. 施設・設備

- (1) 児童生徒が安心して過ごせる安全な施設・設備を有すること。
- (2) 緊急時の対応として、避難経路や非常用設備が整備されていること。
- (3) 学校の課業時間に開所していること。

2. 人員体制

- (1) 不登校児童生徒の支援に関する知識・経験を有する人員が配置されていること。
- (2) 従業者が、児童生徒の人権を尊重し、適切な倫理観を持って活動していること。
- (3) 従業者が、定期的に研修等を受け、専門性の向上に努めていること。

3. 支援内容

- (1) 児童生徒の状況やニーズに応じた多様な学習機会や活動を提供していること。
- (2) 児童生徒の社会的自立に向けた支援を行っていること。
- (3) 保護者との連携を密にし、情報共有や相談体制を整備していること。
- (4) 学校との連携を密にし、情報共有や連携体制を整備していること。

4. 運営体制

- (1) 運営に関する情報（運営理念、活動内容、費用等）を公開していること。
- (2) 児童生徒や保護者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、適切に対応できる体制を整備していること。
- (3) 適切な個人情報の管理体制を整備していること。

5. 掲載停止・削除

- (1) 市の都合により本マップへの掲載を停止または削除する必要が生じたときは、あらかじめ掲載事業者へ通知するものとする。ただし緊急を要する場合や連絡が取れない場合はこの限りではない。